

尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的なごみの減量及び資源の有効活用並びに地域コミュニティの活性化を促進し、もって循環型社会（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成を図るため、資源集団回収運動を実施する団体及び業者に対して奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源集団回収運動

再使用又は再生利用に供するために次号に規定する循環資源を収集及び保管すること又は第3条第3項に規定する業務を行うことをいう。

(2) 循環資源

尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和48年条例第21号）（以下「条例」という。）第5条第2項において市長が別に定めることとしている循環資源（循環基本法第2条第3項）は次に掲げるものとする。

ア 紙類：新聞、雑誌その他再生利用可能な紙類、段ボール及び飲料用紙パック

イ 布類：古着及び古布（ウエス）

ウ 缶類：アルミ缶及びスチール缶

(3) 団体

資源集団回収運動を定期的実施する市内の社会福祉協議会、子ども会、老人クラブ、婦人会、PTA等の営利を目的としない市民団体で第5条第1項の規定に基づき市長の登録を受けたものをいう。

(4) 業者

団体から循環資源のうち紙類（飲料用紙パックを除く。）を回収するもので1年以上の回収実績を有し、第7条第1項の規定に基づき市長の登録を受けたものをいう。

(5) 奨励金

団体奨励金及び業者奨励金をいう。

(6) 団体奨励金

団体に交付する金銭をいう。

(7) 業者奨励金

業者に交付する金銭をいう。

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金は、この要綱の定めるところにより、団体及び業者に交付する。

2 団体奨励金の交付対象となる品目は、循環資源とする。

3 業者奨励金の交付対象となる業務は、団体から循環資源のうち紙類（飲料用紙パックを除く。）を回収する業務とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次に掲げる区分に応じ当該号に掲げる額とし、その総額は、予算の範囲内で定めるものとする。ただし、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 団体奨励金

循環資源の回収量（条例第12条第1項及び第2項の規定に違反して収集したものを除く。）1キログラムにつき3円

(2) 業者奨励金

循環資源のうち紙類（飲料用紙パックを除く。）を対象に、各年1月から6月までの回収分及び7月から12月までの回収分ごとに、市長が別に定める基準に基づき設定する。

(市民団体の登録等)

第5条 団体奨励金の交付を受けようとする団体は、資源集団回収運動団体登録申請書（第1号様式）により、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 団体は、登録事項を変更又は廃止しようとするときは、資源集団回収運動団体登録変更（廃止）申請書（第2号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

3 団体が次条第1項に規定する団体奨励金の交付に係る関係書類の提出について、前回から継続して1年以上提出しない場合は、市長は当該団体の登録を抹消することができる。

(団体奨励金の交付方法)

第6条 団体奨励金の交付を受けようとする団体は、資源集団回収運動団体奨励金交付申請書兼請求書（第3号様式）に資源集団回収運動実績明細書（第4号様式）及び回収量を証明する書類を添えて、次に掲げる期日までに市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる期日が尼崎市の休日を定める条例（平成3年2月25日条例第1号）第2条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

(1) 1月から6月までの引渡分 7月15日まで

(2) 7月から12月までの引渡分 1月15日まで

2 市長は、前項に規定する関係書類の提出があった場合、内容を審査のうえ必要と認める額の団体奨励金を決定し、資源集団回収運動奨励金交付決定通知書（第5号様式）により当該団体に通知するとともに、速やかに団体奨励金を当該団体に支払うものとする。

また、審査の結果、内容の修正が必要な場合は速やかに必要な指示を行うものとする。

3 前項の指示があったときは、当該団体は速やかに応じるものとする。

(業者の登録等)

第7条 業者奨励金の交付を受けようとする業者は、資源集団回収運動業者登録申請書（第6号様式）により、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 業者は、登録事項を変更又は廃止しようとするときは、資源集団回収運動業者登録変更（廃止）申請書（第7号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

3 市長は、業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 業者が正当な理由なく団体からの回収依頼を拒否し、又は団体に回収手数料等の費用を要求したことが明らかになったとき

(2) 業者が住所不明となり1年を経過したとき。

(業者奨励金の交付方法)

第8条 業者奨励金の交付を受けようとする業者は、資源集団回収運動業者奨励金交付申請書兼請求書（第8号様式）に取扱団体明細書（第9号様式）及び回収量を証明する書類を添えて、次に掲げる期日までに市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる期日が尼崎市の休日を定める条例（平成3年2月25日条例第1号）第2条第1項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

(1) 1月から6月までの引渡分 7月15日まで

(2) 7月から12月までの引渡分 1月15日まで

2 市長は、前項に規定する関係書類の提出があった場合、内容を審査のうえ必要と認める額の業者奨励金を決定し、資源集団回収運動奨励金交付決定通知書（第5号様式）により当該業者に通知するとともに、速やかに業者奨励金を当該業者に支払うものとする。

また、審査の結果、内容の修正が必要な場合は速やかに必要な指示を行うものとする。

3 前項の指示があったときは、当該業者は速やかに応じるものとする。

(奨励金の不交付及び返還)

第9条 市長は、団体及び業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨励金を交付しないものとし、既に奨励金が交付されているときは、奨励金を返還請求することができる。

(1) 第6条第1項又は第8条第1項に規定する申請書兼請求書等の提出が期日を超過したとき

(2) 業者が正当な理由なく団体からの回収依頼を拒否し、又は団体に回収手数料等の費用を要求したことが明らかになったとき

(3) 団体及び業者の申請に不正又は虚偽の事実があることを発見したとき

(4) 団体及び業者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年3月7日条例第13号）第2条第4号、第5号又は第7号に該当するとき

(5) 暴力団等の利益になるとき

2 前項第1号について、団体が団体奨励金遅延理由書兼誓約書（第10号様式）を提出又は業者が業者奨励金遅延理由書兼誓約書（第11号様式）を提出した場合は請求を認める。ただし、提出は団体又は業者ごとに一度限りとし、再び認めることはないものとする。

(奨励金に関する調査等)

第10条 奨励金の交付を受けた団体及び業者は、奨励金の使途及び経理を明確にしておかなければならない。

2 市長は、奨励金の交付の適正を期するため必要なときは、団体及び業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第5条の規定による登録を行った団体は、改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第6条の規定により登録を行った団体とみなす。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第4条第2号の規定は、施行日以後に回収された古紙に係る業者奨励金について適用し、施行日前に回収された古紙に係る業者奨励金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第4条各号の規定は、施行日以後の回収分に係る奨励金について適用し、施行日前の回収分に係る奨励金につ

いては、なお従前の例による。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第 14 条各号の規定は、施行日以後の新規登録及び回収分に係る奨励金について適用し、施行日前の団体登録及び回収分に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第 7 条各号及び第 11 条各号の規定は、施行日以後の回収分に係る奨励金について適用し、施行日前の回収分に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第 7 各号及び第 11 条各号の規定は、施行日以後の回収分に係る奨励金について適用し、施行日前の回収分に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 7 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 条各号及び第 6 条第 1 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第 4 条第 1 号及び第 7 条の規定 令和 5 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 この要綱による改正後の尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱第 4 条第 1 号及び第 7 条並びに第 5 条各号の規定は、施行日以後の回収分に係る奨励金について適用し、施行日前の回収分に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 8 月 18 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。